

用語解説

【あ】

ADSL

AsymmetricDigitalSubscriberLine（非対称デジタル加入者回線）の略。既存の電話回線を使ってインターネットへ接続する技術のこと。

ISDN

IntegratedServicesDigitalNetwork（総合サービスデジタル通信）の略。1本の電話回線で、通常の音声通信、ファクシミリ、データ通信を統合して扱う技術のこと。

IT社会

ITはInformationTechnology（情報通信技術）の略。社会の構造が、ITを軸とした産業・経済・文化に移行した社会のこと。

NPO

NonProfitOrganization（民間非営利組織）の略。非営利すなわち営利を目的とせず公益的な市民活動を行う民間団体の総称。

UJIターン

Uターンは出身地に戻る形態、Jターンは出身地の近くの地方都市に移住する形態、Iターンは出身地以外の地方へ移住する形態を指す。

アクセス

接近、近づく方法。また、交通の便。

アンテナショップ

企業や自治体などが自社（当該地方）の製品の紹介や消費者の反応を見ることを目的として開設する店舗のこと。

生きがい型農業

市民農園や家庭菜園など、生きがい（趣味、自給自足など）を目的として農作業を楽しむ農業のこと。

一時保育

保護者等の就労や疾病、入院等により一時的に家庭での保育が困難となる場合、保護者の育児不安を解消し、負担を軽減するために児童を預かること。

インターネット

世界中のコンピューターと文字、映像、音声等を使った多様な情報を自由に通信することを可能とする世界規模の情報通信ネットワークのこと。

インフォーマルなサービス

行政が直接・間接的に提供するサービスでは充足されない「隠れた」ニーズに対応するサービスのこと。

温室効果ガス

大気中の二酸化炭素やメタンなど、温暖化を促進しているとされているガスのこと。

【か】

街区公園

都市公園のうち、主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所当たり面積0.25haを標準として配置する。

回遊型観光地

点在する地域資源にテーマ性を持たせるなどして、魅力づけや結びつけを行い、各資源を回遊することのできる観光地。

環境保全型農業

環境に与える負荷をできる限り低減していく農業のこと。

感染症

ウイルスや細菌などの病原体が体内に侵入して増殖し、発熱や下痢、咳等の症状がでること。人から人にうつる伝染性の感染症のほかに、動物や昆虫から、あるいは傷口から感染する非伝染性の感染症も含まれる。

企業型農業

従来の家族型農業経営から株式会社もその形態に含めた農業生産法人として、企業的な経営を行う農業のこと。

義務的経費

国や地方公共団体の一般歳出のうち、支出することが制度的に義務づけられている経費のことで、人件費・扶助費・公債費から成る。

キャリア教育

児童生徒一人ひとりに、望ましい職業観・勤労観及び職業に関する知識や技能を身に付けさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる教育のこと。

熊野筆マイスタースクール

後継者を確保するために、素人や初心者の育成指導、従事者の指導研修、伝統工芸士級の技術者を養成するための技術、技法の継承及び向上のための研修のこと。

グローバリゼーション

経済、文化、政治、環境問題など人類の活動とその影響が、国家や地域の境界を超え、地球規模に拡大している現象のこと。

景観サポート団体

景観まちづくり活動を行っている住民団体やグループのこと。

経常収支比率

市町村税や普通交付税など自由に使える一般財源のうち、人件費や福祉にかかる扶助費、借金返済に充てる公債費など義務的性格の経費が占める割合。自治体が独自のインフラ整備などに自由に投資する余裕がどれだけあるかを示し、目安として70～80%が「適正」、90%以上は「硬直化している」とされる。

ケースワーカー

社会的に支援を必要とする人とその環境に働きかける専門家。

構造的な改革

経済・財政・行政・政治などの分野において、放置すれば必然的に発生する問題を解決し、これらの社会システムが本来もっている機能を十分に発揮できるようにする改革のこと。

コーポラス住宅

鉄筋コンクリートづくりの共同住宅。

小型浄化槽

し尿と生活雑排水を併せて処理できる一般家庭浄化槽のこと。

こども園

就学前の子どもに教育を行う幼稚園と保育を行う保育所が一体となった施設。

ごみ3R

ごみを減らすための取り組み。3Rとは Reduce（リデュース：減らす）、Reuse（リユース：再使用）、Recycle（リサイクル：再資源化）の頭文字をとったもの。

コミュニティ道路

住宅地や商店街の生活道路において、歩行者の安全性や快適性を重視した構造の道路づくりに対する通称名。

コミュニティビジネス

地域資源を生かしながら地域課題の解決を「ビジネス」の手法で取り組むもの。地域の人材やノウハウ、施設、資金を活用することにより、地域における新たな創業や雇用の創出、働きがい、生きがいを生み出し、地域コミュニティの活性化に寄与することが期待される。

コンパクト

小型で中味が充実していること。

【さ】

再興感染症

既知感染症で、発生数が減少し、公衆衛生上ほとんど問題にはならなくなっていたが、近年再び出現、増加している感染症に対する総称のこと。結核・ペスト・狂犬病・ジフテリアなど。

財政力指数

地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値をいう。財政力指数が高いほど自主財源の割合が高く、財政力が強い団体といえる。

市街化区域

既に市街地を形成している区域及び概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域として都市計画法に基づき定める区域のこと。

市街化調整区域

市街化を抑制すべき区域として、都市計画法に基づき定める区域。この区域では、農林漁業施設や一定規模以上の計画的開発を除き、開発行為が制限される。

市街地宅地評価法（路線価方式）

各道路に価格を付設し、その価格から各宅地の評価額を決定する方法。

自給的農家

経営耕地面積が 30 a 未満、かつ農産物販売金額（過去 1 年間）が 50 万円未満の農家。

自主財源

地方公共団体が自主的に収入しうる財源をいい、具体的には、地方税、分担金及び負担金、使用料、手数料、財産収入、寄付金、繰入金、繰越金及び諸収入が該当する。

自然共生社会

社会経済活動が自然に調和し、様々な自然とのふれあいの場や機会が確保された自然と人間が共生できる社会。

指定管理者

地方公共団体が、公の施設の管理を行わせるために、期間を定めて指定する団体のこと。

シニア

上級者、年長者をいう。本計画では概ね 60 歳以上のものを想定。

住宅用火災報知機

住宅における火災の発生を未然に又は早期に感知し、及び警報する警報器・設備で、平成 23 年 6 月 1 日までに設置が義務づけられている。

循環型社会

有限である資源を効率的に利用するとともに再生産を行って、持続可能な形で循環させながら環境への負荷をできる限り低減させた社会。

初期～三次救急医療体制

初期救急医療は、外来診療によって救急医療を行う最も地域に密着した制度、「在宅当番医制」等によって行われる。二次救急医療は、入院治療を必要とする重症救急患者に対する医療、三次救急医療は、二次救急医療では対応できない複数の診療科領域にわたる重篤な救急患者に対し、24 時間体制で高度な医療を総合的に提供する医療。

ストリートファニチャー

道路や広場などに置かれる、ベンチ・案内板・水飲み場などの屋外装置物の総称。

スプロールの

都市が無秩序に拡大していく現象のこと。スプロールとはむやみに広がるといった意味。

生活交通

通勤や通学、通院、買い物など、日常生活を営む上で必要不可欠な交通手段のこと。

生活習慣病

食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が、その発症・進行に関与する疾患群とされ、糖尿病、心臓病、高脂血症、脳卒中などが代表的。

成熟社会

諸種の制度や施設が整備され、精神的豊かさや生活の質を重視する安定的な状態にある社会。

製造品出荷額等

製造事業所の1年間における製造品出荷額、加工賃収入額、修理料収入額、製造工程から出たくず・廃物の出荷額及びその他の収入額の合計。

成年後見制度

認知症の高齢者や知的障害者、精神障害者など、判断能力が不十分な成人の財産管理や契約、福祉サービスの利用契約、遺産分割協議などについて、選任された成年後見人が代理して行う制度。

セキュリティ

安全、保安。

セクシャル・ハラスメント

職場などで行われる性的嫌がらせ。

専業農家

世帯員に農業以外の仕事に従事する者がなく、農業収入だけで生計を立てている農家。

総合型地域スポーツクラブ

その地域に住んでいる人たちが、性別、年代、所属に関係なくいつでも気軽にスポーツや文化活動に参加できる機会を提供する地域密着型のスポーツクラブのこと。

ゾーニング

対象地域をいくつかの地域や地区に分割、区分すること。

ソフト・サービス化

経済の中で知識、情報、技術、企画、デザイン等のソフトな業務が重要な役割を占め、国内総生産において、第三次産業を中心に、サービスの占める割合が高まること。

【た】

第1種兼業農家

世帯員に兼業従事者が1人以上おり、かつ農業所得の方が兼業所得よりも多い農家。

第2種兼業農家

世帯員に兼業従事者が1人以上おり、かつ兼業所得の方が農業所得よりも多い農家。

太陽光発電システム

屋根などに太陽電池のパネルを設置して太陽の光を直接電力に変換して利用するシステム。

地域間競争

少子高齢化・人口減少社会のなかで、地域が持続的に発展していくよう、それぞれが創意と工夫をこらし、選ばれるまちとなるよう行う競争のこと。

地域空間

様々な要素から構成されるひとまとまりの場所・拡がりのこと。

地域ケア体制

高齢者が在宅で安心して生活できるよう、行政、地域包括支援センター、民生委員やボランティア等（地域の社会資源）及びサービス提供事業者が連携して、高齢者を支援するしくみ。

地域密着型サービス

認知症や一人暮らしの高齢者などの増加を考え、介護が必要な方が住み慣れた地域で安心した暮らしを続けることができるように地域の状況や特徴を生かしたサービスを提供する介護サービス。

地域リーダーやコーディネーター

地域で行われる様々な活動について、住民の先頭に立って主導したり、調整する人。

地区公園

都市公園のうち、主として徒歩圏内に居住する者の利用に供する事を目的とする公園で1箇所当たり面積4haを標準として配置する。

地産地消

地域で生産されたものを地域で消費すること。

地上デジタル放送

映像や音声をデジタル（状態を示す量を数値化して処理（取得、蓄積、加工、伝送など）を行う方式）情報に変換し、地上にある放送局から送信する放送方式。

低炭素社会

地球温暖化の主要因である二酸化炭素の排出を大幅に削減した社会。

デリバリー方式

業務委託した民間業者の調理場で給食を調理し、ランチボックスに盛り付け、配送ボックスに入れて、各学校の配膳室に配送する方式のこと。

道路構造物

切土や盛土等の土構造物、路盤、暗渠、橋、隧道（トンネル）、洞門、防護壁や防石ネット、保安装置など、道路に関する一切の構造物。

特別工業地区

特定の工業の利便増進を図り、又はその利便の増進を図りつつこれと調和した住居等の環境の保護を図るため、特定業種の工場等に係る用途制限の強化及び緩和、並びに建築物の構造等の制限を行う地区。

都市公園

地方自治体が都市計画区域内に設置した、都市公園法に定められる公園または緑地。

都市緑地

主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市景観の向上を図るために設けられる緑地。

ドメスティックバイオレンス

同居関係にある配偶者や内縁関係や両親・兄弟・親戚などの家族から受ける家庭内暴力のこと。

土曜くまのっ子教室

子どもの安全で健やかな居場所を確保することを目的として、勉強やスポーツ・文化活動等を通じて、地域住民との交流活動を行う「放課後子ども教室」の取り組みのひとつ。

【な】

農業法人

農事組合法人、合名会社、合資会社、合同会社または株式会社の5種類の法人のうち、農地法上の要件を満たして、農地法上の特例（法人による農地等の権利取得等）が認められる農業生産法人と一般農業法人。

ノーマライゼーション

障害のある人もない人も、共に地域の中で生活し、活動できる社会こそが普通（ノーマル）の社会であるという考え方。

【は】

パークアンドバスライド

自家用車とバスを組み合わせたもので、自家用車で出発し、途中でバスに乗り換えて目的地まで移動する方式のこと。

ハザードマップ

地震や洪水などの自然災害による被害を予測し、災害の発生地点、被害の拡大範囲及び被害程度、さらには避難経路、避難場所などの情報を地図上に示したもの。

パブリックコメント

行政機関が政策の立案等を行おうとする際にその案を公表し、この案に対して広く住民・事業者等が意見や情報を提出する機会を設け、行政機関は、提出された意見等を考慮して最終的な意思決定を行う一連の手続き。

バランスシート

貸借対照表のこと。財務状況を明らかにするために作成される表で、資産と負債、資本を記入して両者を対照させるもの。

バリアフリー

道路や建築物の入り口の段差などの物理的な障壁（バリア）や、高齢者、障害者などの社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な障壁（バリア）を取り除き、生活しやすくすること。

販売農家

経営耕地面積が30 a以上、または農産物販売金額（過去1年間）が50万円以上の農家。

光ファイバー

電気信号を光に変えて情報を伝達するケーブル。電磁波の影響を受けず、大容量のデータを長距離伝送できるのが特徴。

病院群輪番制

地域内の病院群が共同連帯して、輪番制方式により休日・夜間等における重症救急患者の診療を受け入れる制度のこと。

病後児保育

保護者の仕事や家族の都合で子どもの看病ができないという場合、病気回復期の児童を預かること。

広島圏都市計画区域

広島市、呉市、廿日市市、及び大竹市の一部、府中町、海田町、熊野町及び坂町の全域の都市計画区域で構成する広域的な都市計画の圏域。

広島都市圏

広島市を中心とした廿日市市、大竹市及び府中町、海田町、熊野町及び坂町の区域をいう。このほか、広島市への通勤依存率が5%以上の連坦した範囲を広島都市圏という場合もある。

ひろしま森づくり事業

森林の持つ公益的機能の維持・増進を目的として、「ひろしまの森づくり県民税」を導入し、放置され荒廃した人工林の再生、里山林の整備、間伐材利用対策、環境緑化対策、県民に対する森づくりの普及啓発を行う事業。

ファミリー・サポート・センター

地域において育児の援助を受けたい人で行いたい人が会員となり、育児について助け合う会員組織。

フォーラム

公開討論会のこと。

ブックスタート

赤ちゃんと保護者が、絵本を介してゆっくり心ふれあうひとときをもつきっかけをつくり、一人ひとりの赤ちゃんに、絵本を開く楽しい体験といっしょに、絵本を手渡す活動。

ブランド

品質やデザイン、イメージ等の独自性を強調し、他と差別化を図ることによって知名度を高めたもの。

ブロードバンド環境

高速な通信回線のことで、一般的に光ファイバーや ADSL 等による接続環境をいう。

放課後子ども教室

次世代育成支援の観点から、安全・安心な子どもの活動拠点を設け、地域住民の参画を得て、勉強やスポーツ・文化活動、交流活動などの取組みを推進する事業のこと。

ホームページ

インターネットを通してそれぞれの情報発信者が提示する画面。

ポケットパーク

住宅地、市街地内の小空間を利用して作られた小さな公園などの公共スペースのこと。

ポテンシャル

潜在的な能力。

【ま】

マイバッグ運動

買物に自分の袋をもっていき、レジ袋を使わないようにして環境負荷を減らそうという運動のこと。

まちなか居住

地域社会の活力の低下、商店街の衰退などに歯止めをかけるよう、まち（市街地）の中心部へ居住すること。

マネジメントサイクル

目標を達成するために、計画→実施→評価→改善を繰り返す過程。

見守りネットワーク

小地域を単位として近隣の人や関係機関が、見守り・声かけ活動等を行い、誰もが安心して住みなれた地域で、暮せるような地域づくり、まちづくりを進める活動のこと。

ミュージアム

博物館、美術館。

メディアルーム

音響や映像装置などの情報を伝達する機器を備えた部屋。

モチベーション

人が一定の方向や目標に向かって行動し、それを維持する働きを意味し、「動機づけ」「やる気」とも呼ばれる。

【や】

ユニバーサルデザイン

文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障害・能力の如何を問わず、すべての人が利用することができるよう施設・製品を設計すること。

用途地域

市街地における適正な土地利用を図るため、その目標に応じて12種類に分け、建築基準法と連動して、建築物の用途、容積率、構造等に関し一定の制限を加える制度のこと。

【ら】

ライフスタイル

生活様式。衣食住をはじめ、行動様式や価値観まで含めていう。

ライフステージ

人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階。

リニューアル

新しくすること。

療育

障害をもつ子供が社会的に自立することを目的として行われる医療と保育。

【わ】

ワークショップ

様々な立場の人々が集まって、自由に意見を出し合い、互いの考えを尊重しながら、意見や提案をまとめ上げていく場のこと。



第5次熊野町総合計画

資料編

1 熊野町総合基本計画審議会への諮問

平成23年 1月21日

熊野町総合基本計画審議会
会長 高井 広行 様

熊野町長 三村 裕史

熊野町総合計画基本構想について（諮問）

このことについて、熊野町総合基本計画審議会条例第2条の規定により、貴審議会の意見を求めます。

2 熊野町総合基本計画審議会からの答申

平成23年 2月21日

熊野町長 三村裕史様

熊野町総合基本計画審議会
会長 高井広行

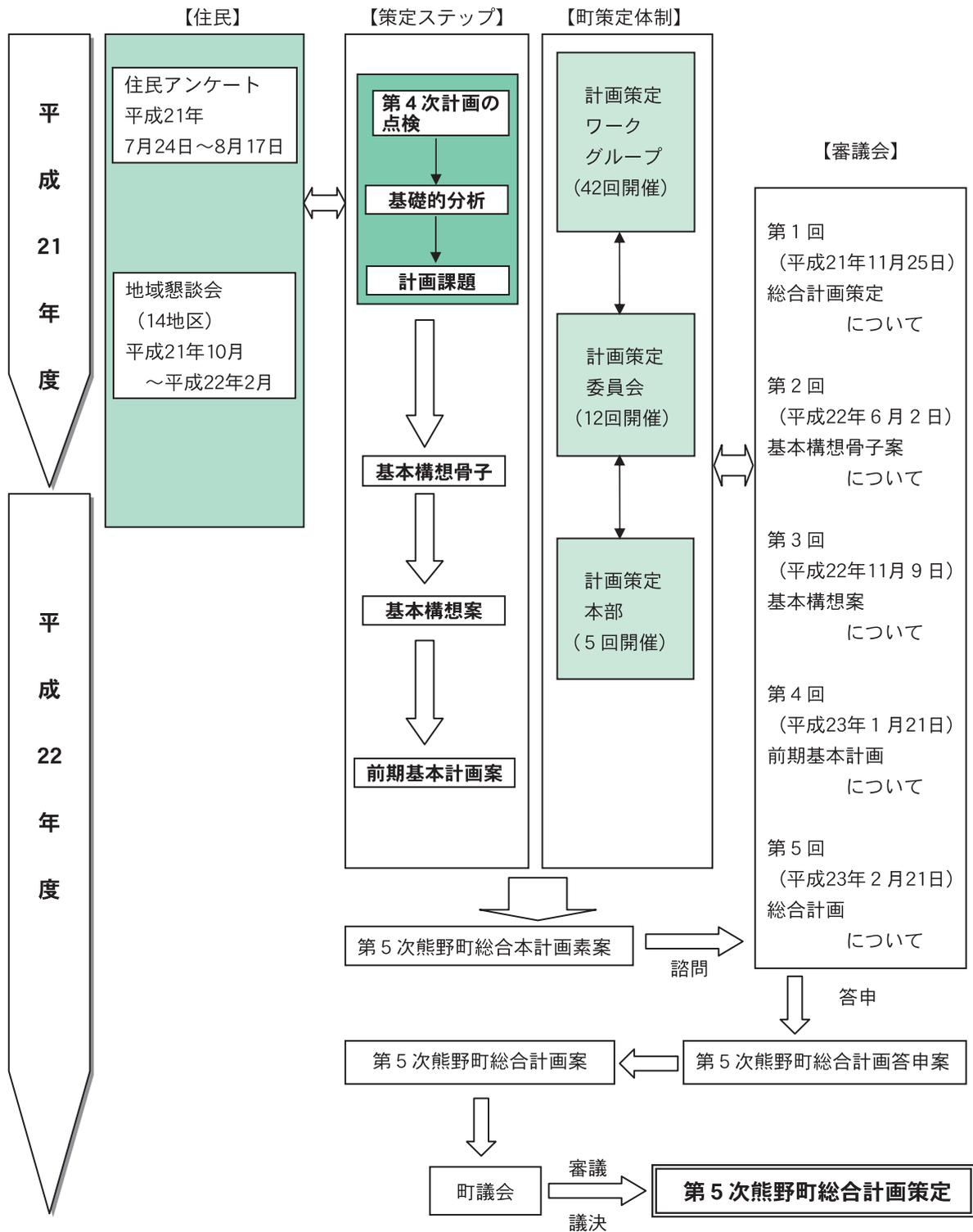
熊野町総合計画基本構想について（答申）

平成23年1月21日付けで諮問のあったこのことについて、当審議会において審議の結果、適当と認めます。

なお、計画の推進にあたっては、特に次の点に配慮されるよう意見として申し添えます。

- ・わかりやすい計画書とするよう、用語の使い方、文字の大きさに配慮すること。

3 計画策定の経緯



4 住民アンケート調査

熊野町新総合計画の策定に際し、広く住民の意見を把握し、計画策定の参考とすることを目的に、無作為に抽出した20歳以上の熊野町住民の方、2,500人を対象に、配布・回収とも郵送法で、平成21年7月24日～8月17日の間、アンケート調査を行いました。

有効回収数は1,148票、有効回収率は、全町では45.9%、地域別では中央部南西地域46.9%、中央部北東地域42.9%、東部地域43.4%、西部地域47.8%でした。

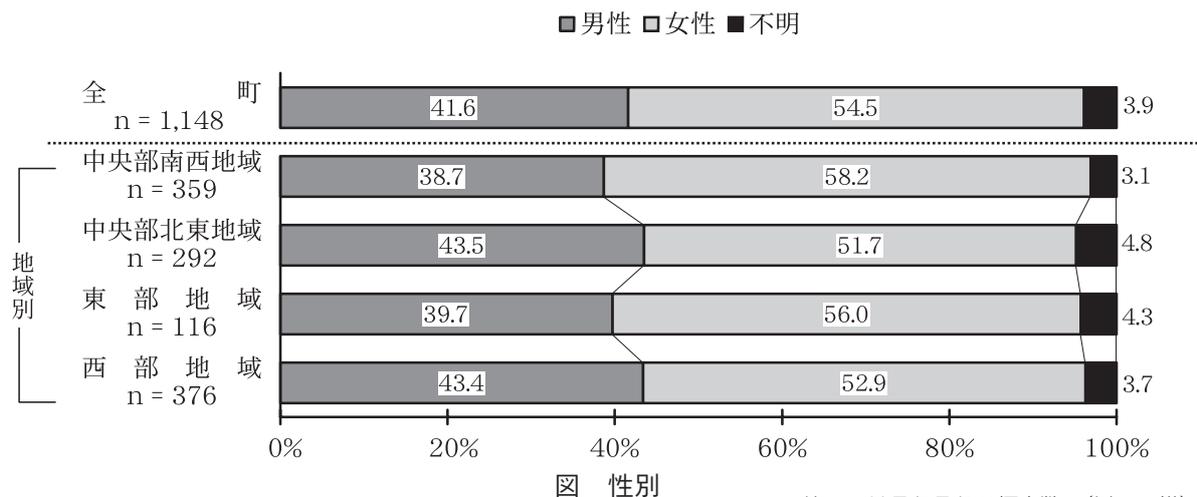
区 分	配布数 (票)	有効回収数(票)	有効回収率(%)
中央部南西地域	765	359	46.9
中央部北東地域	681	292	42.9
東 部 地 域	267	116	43.4
西 部 地 域	787	376	47.8
不 明	—	5	—
全 町	2,500	1,148	45.9

注：中央部南西地域（呉地・出来庭・中溝）、中央部北東地域（萩原・城之堀）

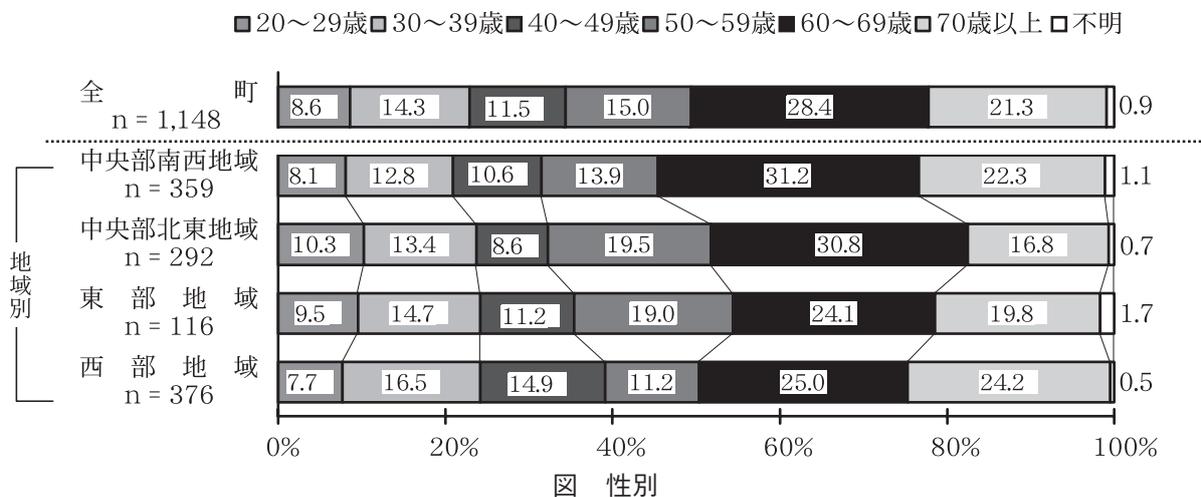
東部地域（初神・新宮）、西部地域（川角・平谷・貴船・石神・神田・柿迫・東山）

問1 基本的属性

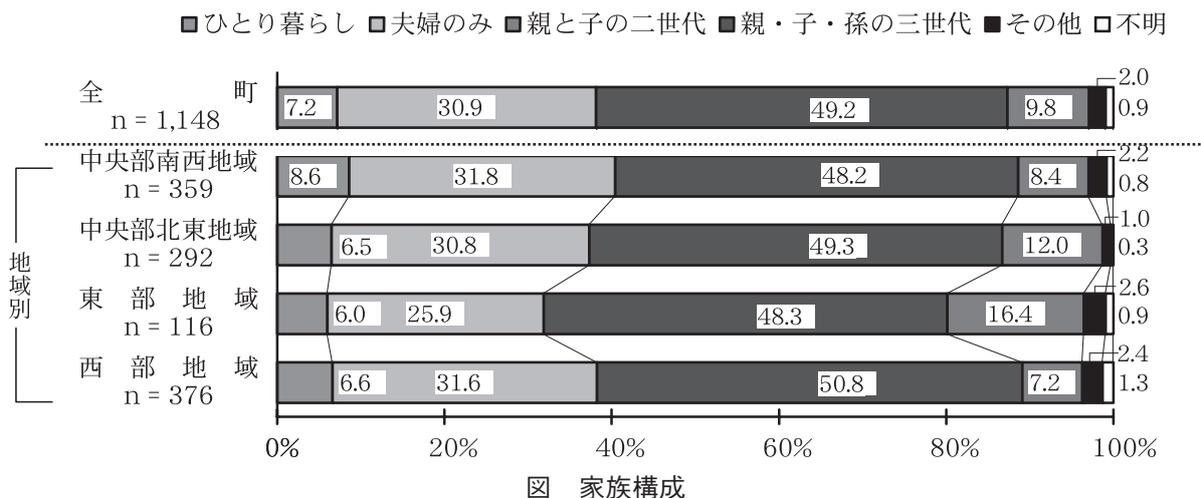
(1) 性別



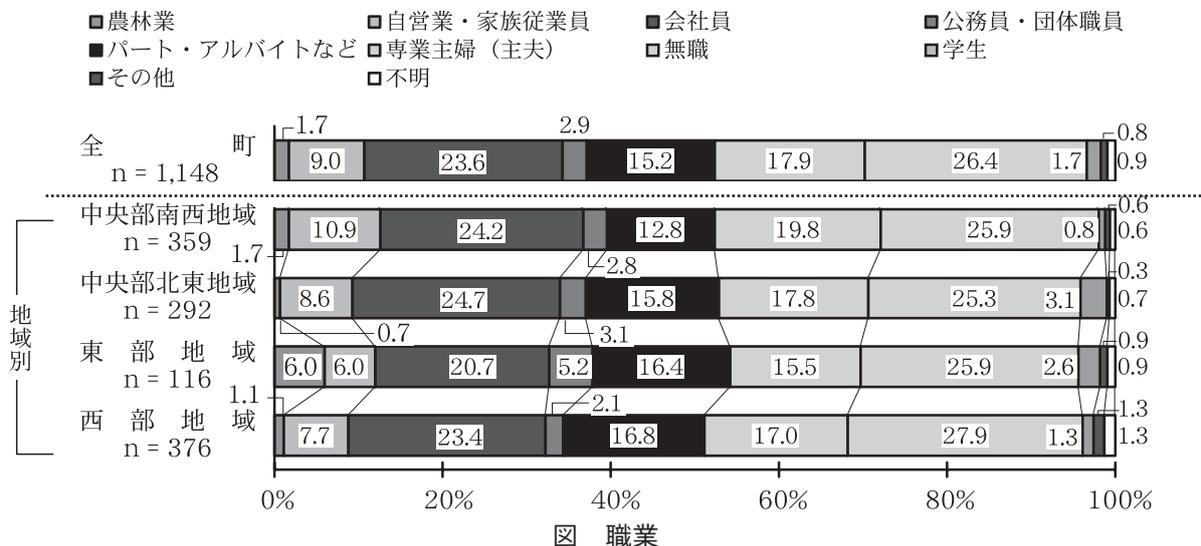
(2) 年代



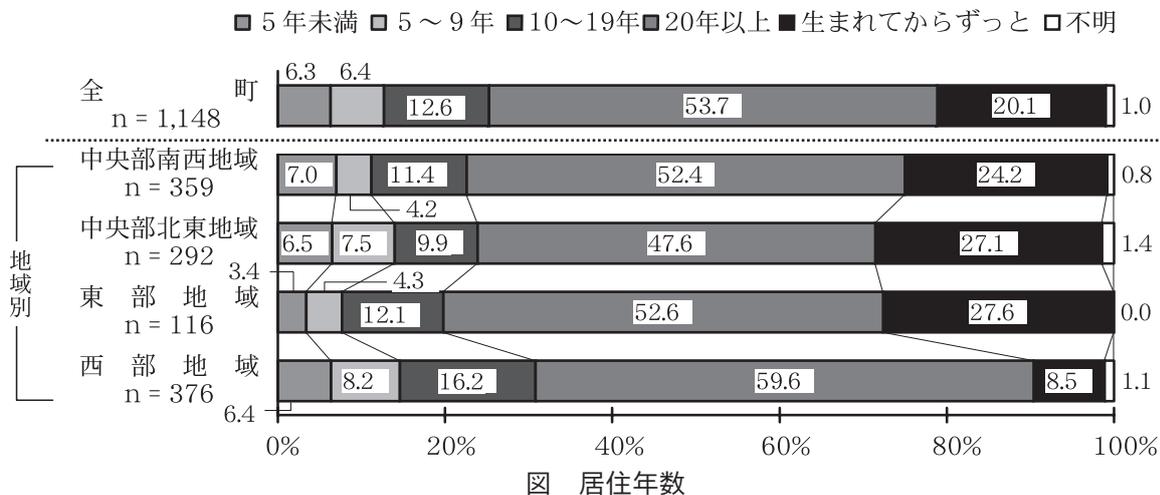
(3) 家族構成



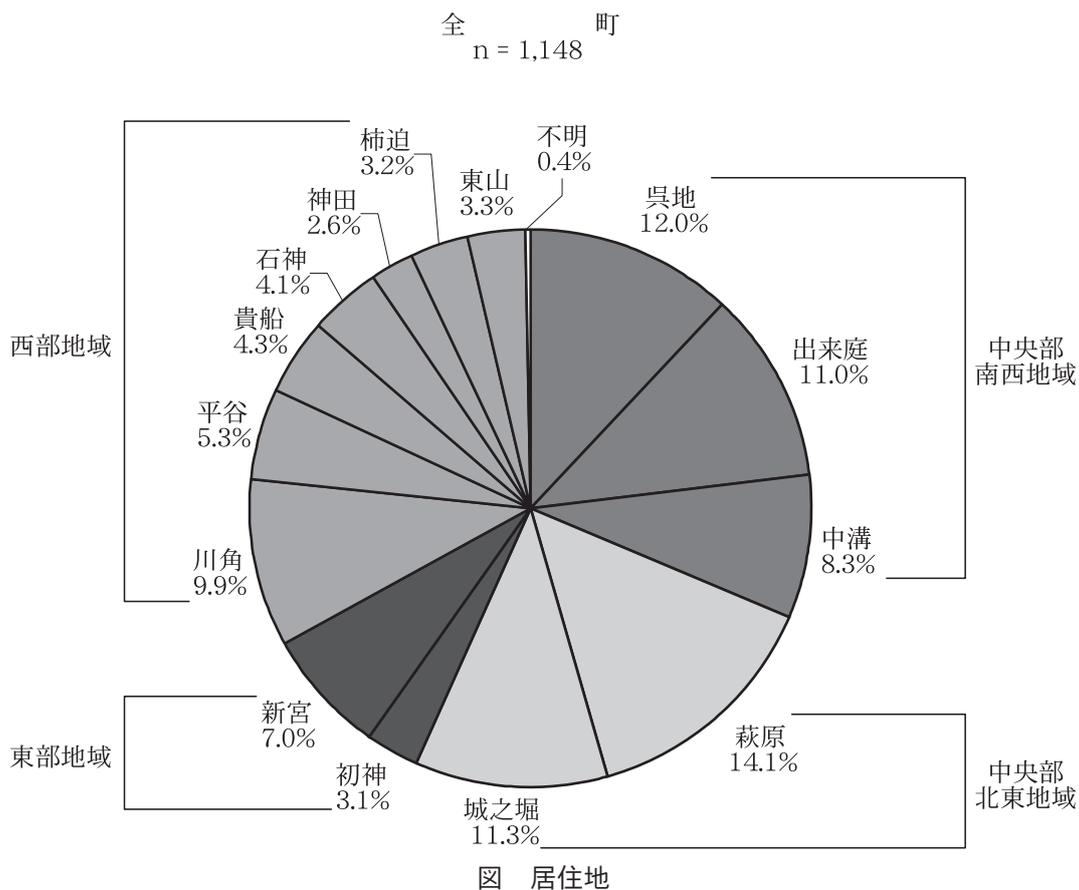
(4) 職業



(5) 居住年数



(6) 居住地



問2 あなたは、熊野町の住みやすさについてどのように思われますか。

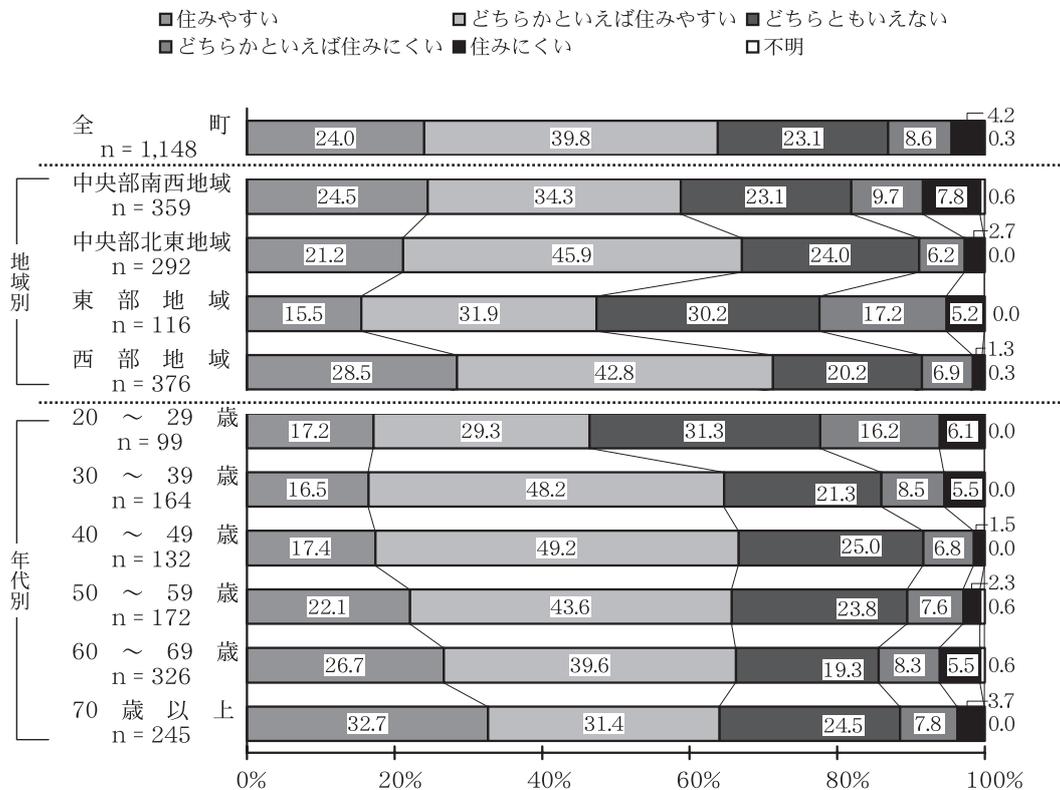


図 住みやすさ

問3 あなたは、将来も熊野町に住み続けたいと思いますか。

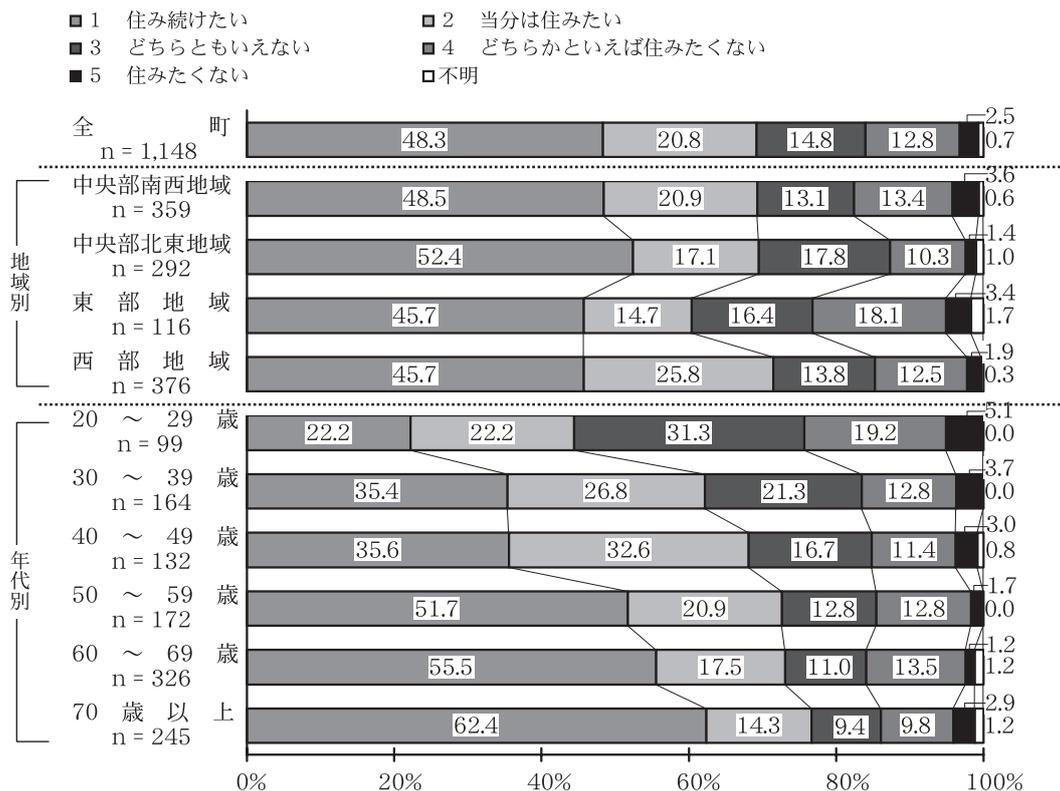


図 居留意向

問4 問3で「4 どちらかといえば住みたくない」又は「5 住みたくない」を選んだ方にお聞きします。その理由は何ですか。(複数回答)

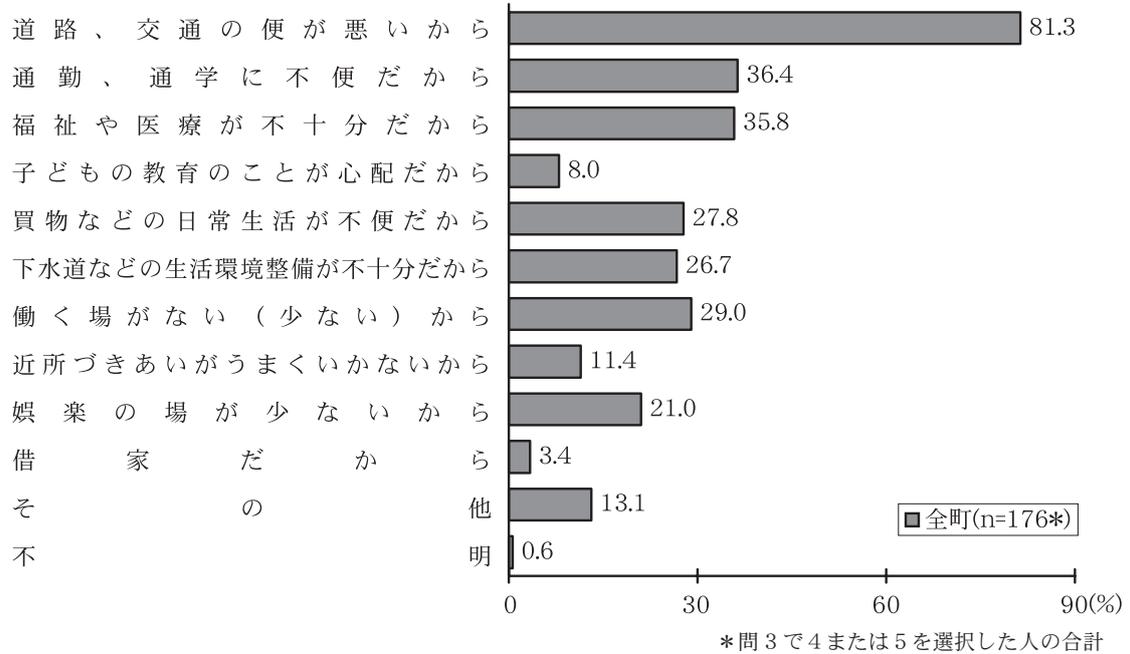


図 転居意向の理由

問5 あなたは、熊野町に自分のまちとしての愛着をお持ちですか。

- 1 愛着がある □ 2 やや愛着がある ■ 3 どちらともいえない
- 4 あまり愛着がない ■ 5 愛着がない □ 不明

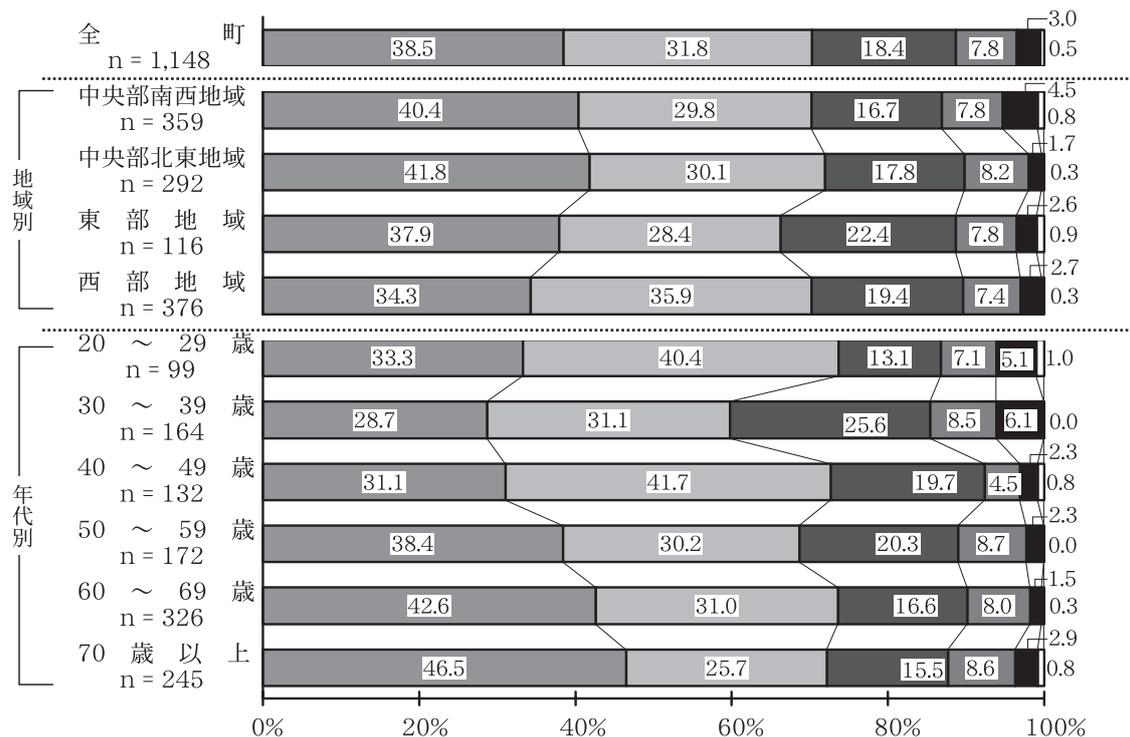


図 愛着意向

問6 次の項目について、あなたが感じる満足度と重要度についてお聞きします。

○満足度（「満足している」及び「どちらかといえば満足している」）の構成比の高い順
（「無回答」及び「わからない」は除きます。）

■満足している □どちらかといえば満足している ■どちらともいえない ■どちらかといえば不満足である □不満足である

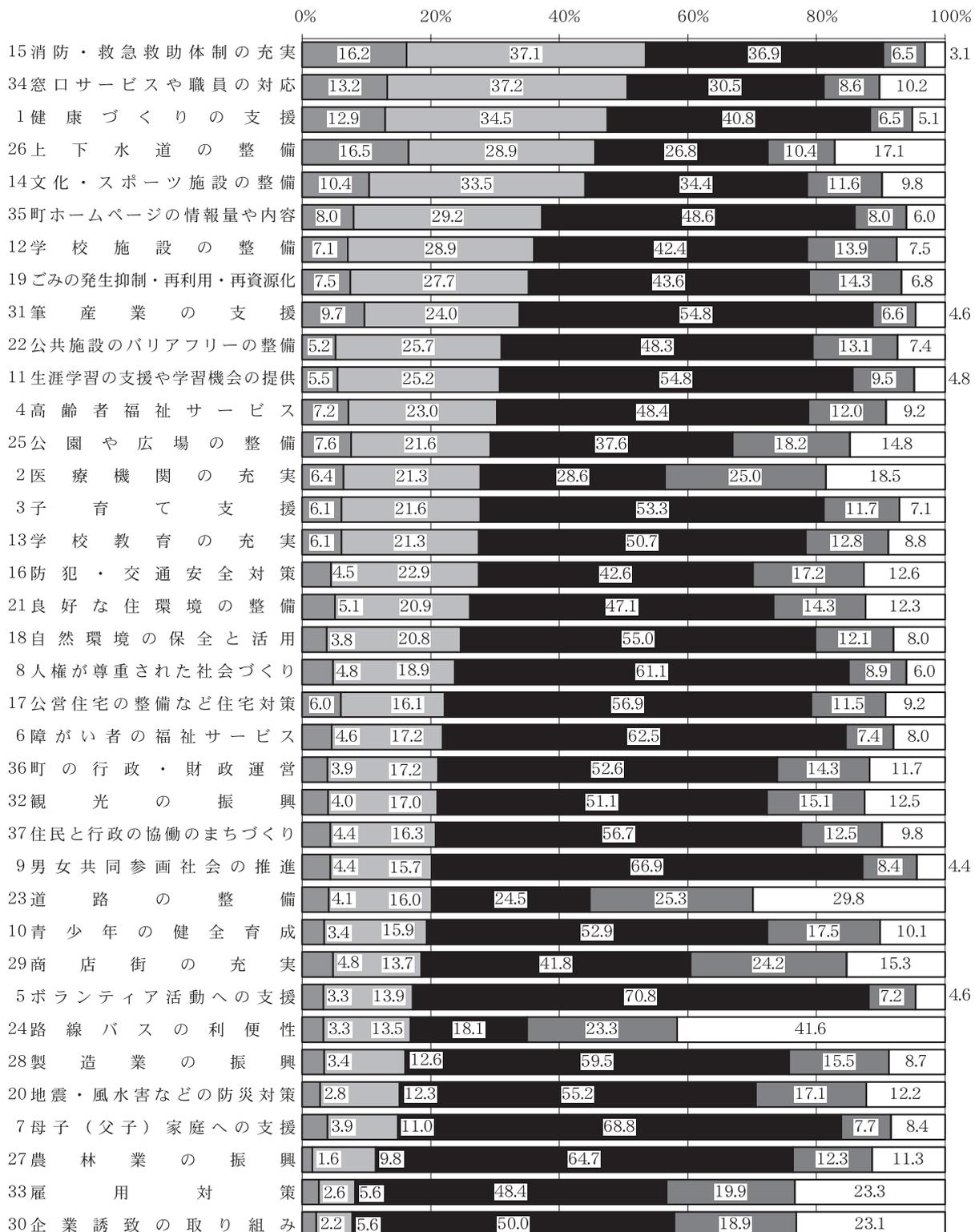


図 満足度（全町）

○重要度（「重要である」及び「やや重要である」）の構成比の高い順
（「無回答」及び「わからない」は除きます。）

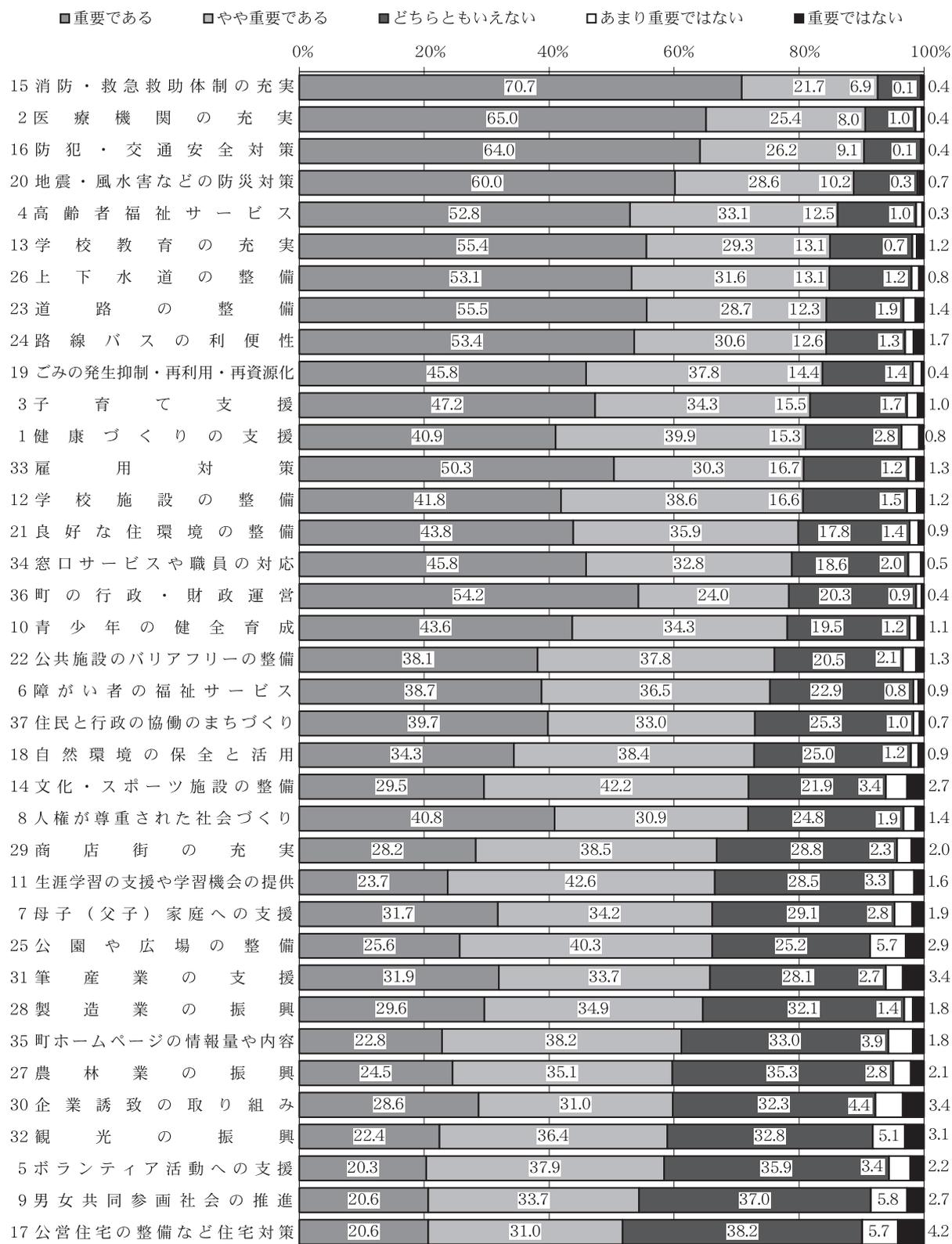
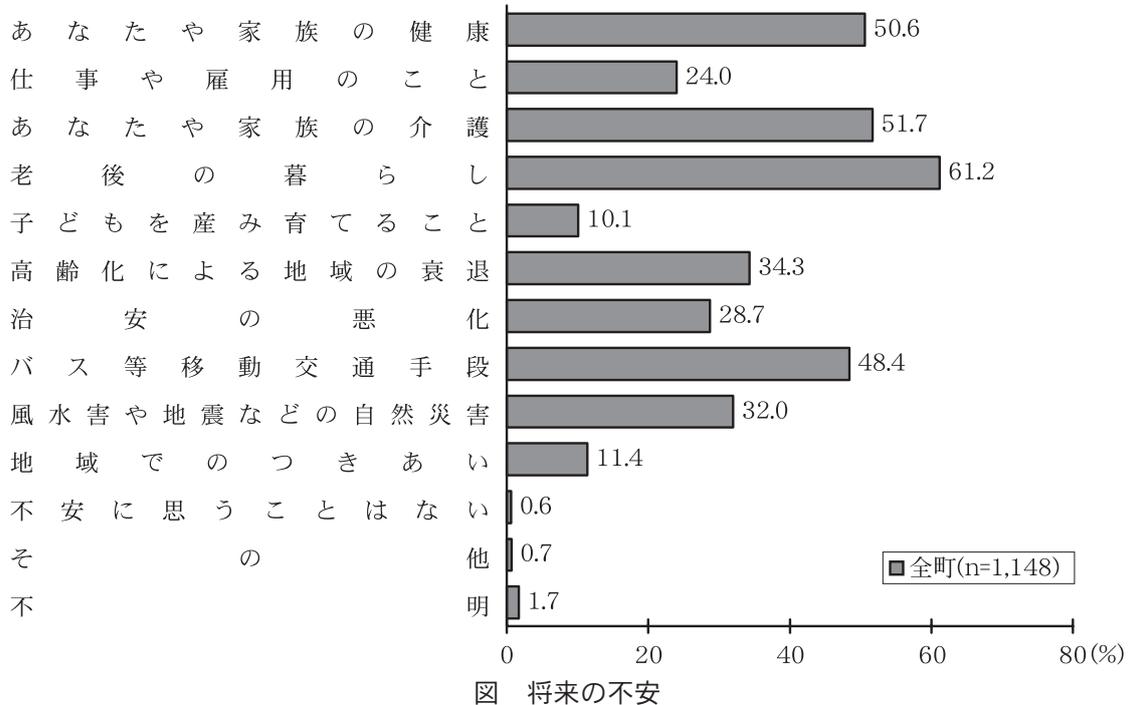
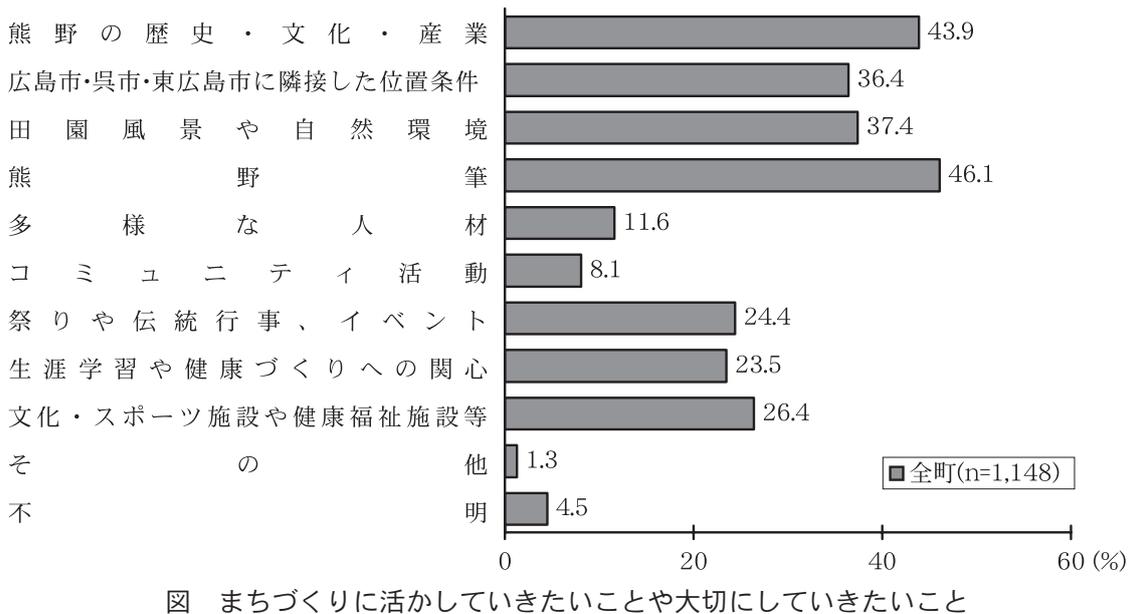


図 重要度（全町）

問7 あなたは、将来に対して、どんなことが不安ですか。(複数回答)



問8 あなたは、熊野町のこれからのまちづくりにおいて、活かしていきたいことや大切にしていきたいことは何だと思われますか。(複数回答)



問9 あなたは、保健・医療・福祉の分野について、今後どのような点に力を入れていくべきだと思いますか。(複数回答)

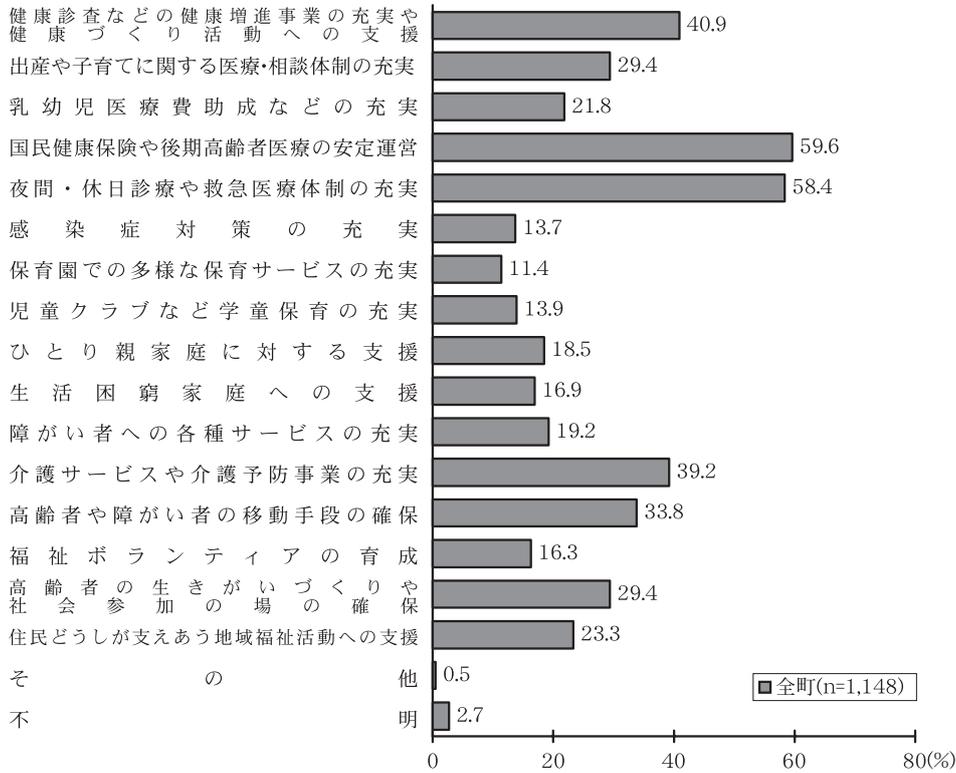


図 保健・医療・福祉分野の重点

問10 あなたは、教育・文化の分野について、今後どのような点に力を入れていくべきだと思いますか。(複数回答)

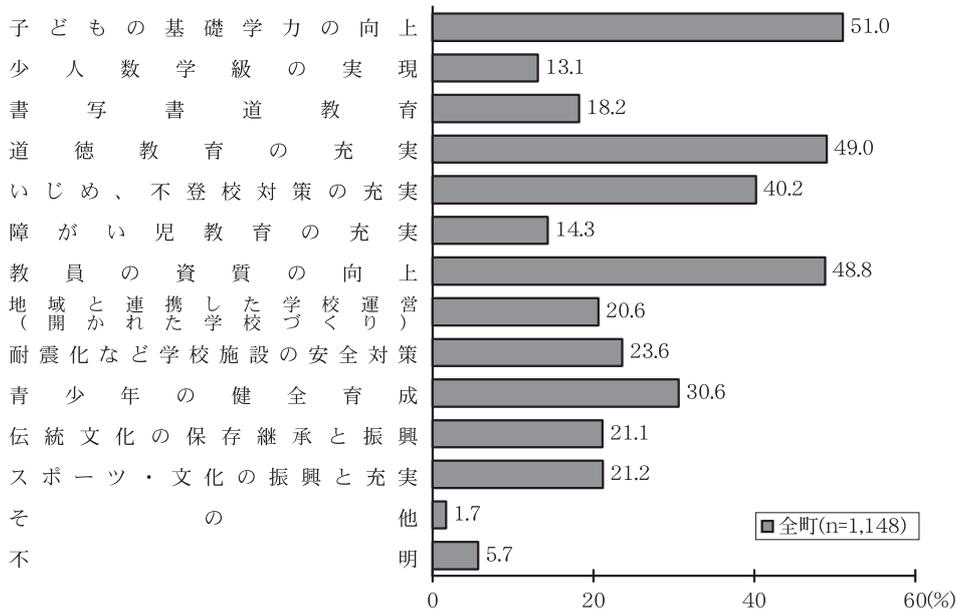


図 教育・文化分野の重点

問 11 あなたは、都市基盤や生活環境などの分野について、今後どのような点に力を入れていくべきだと思いますか。(複数回答)

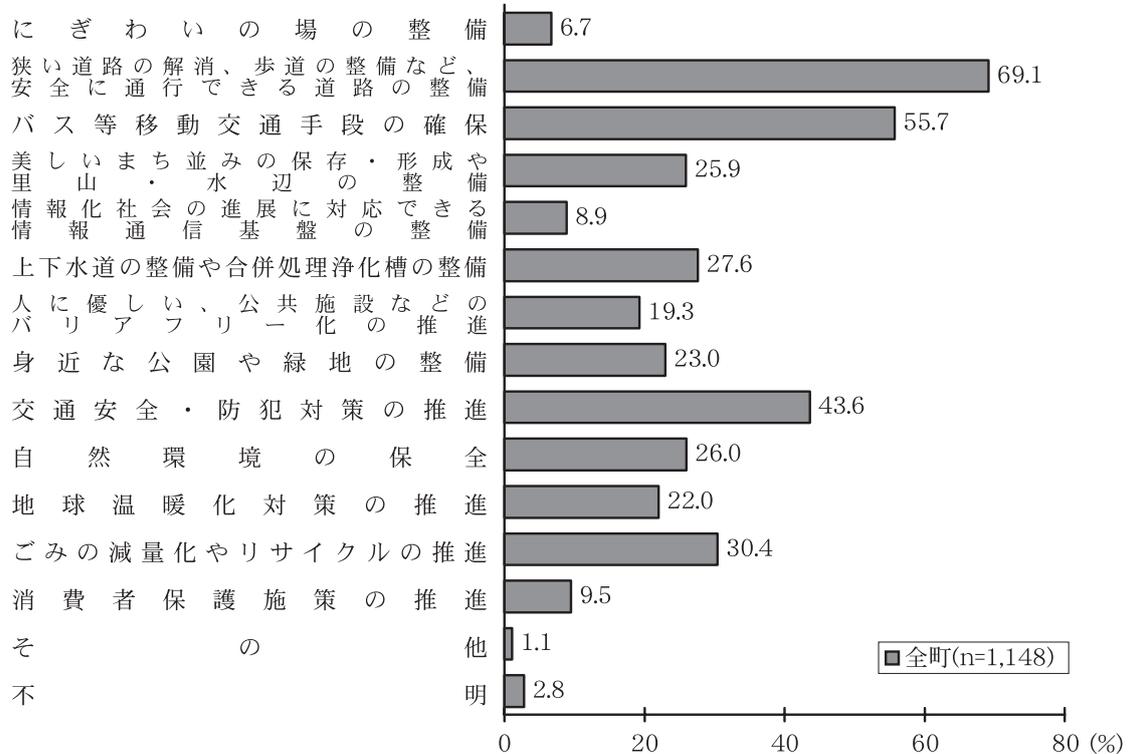


図 都市基盤や生活環境分野の重点

問 12 あなたは、産業の振興に向けて、今後どのような点に力を入れていくべきだと思いますか。(複数回答)

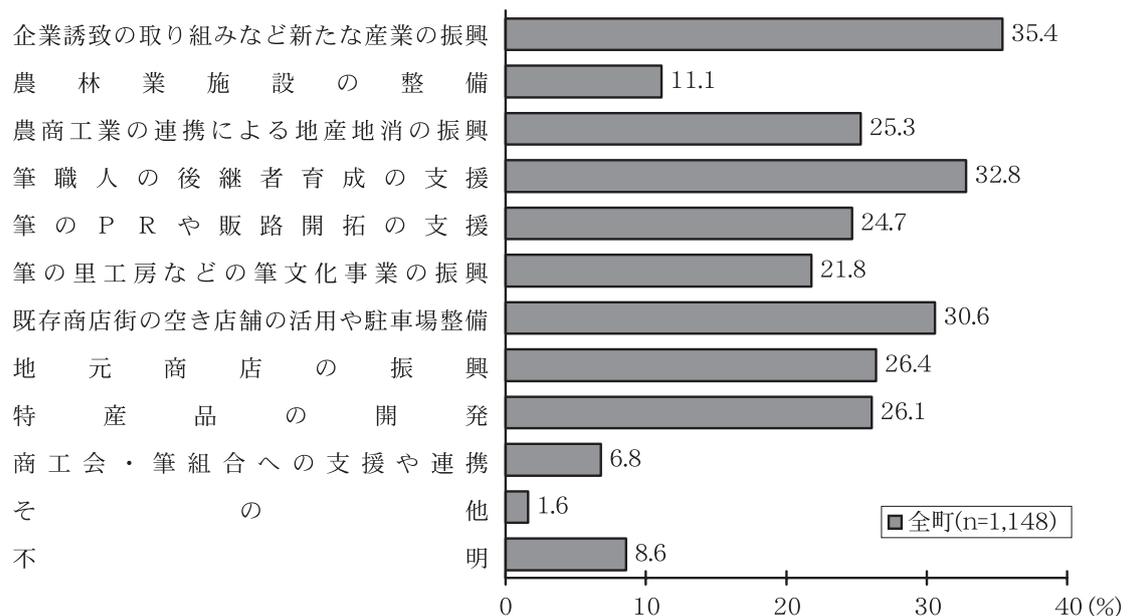


図 産業振興に向けて

問 13 あなたは、熊野町の活性化には、どのようなことが必要だとお考えですか。（複数回答）

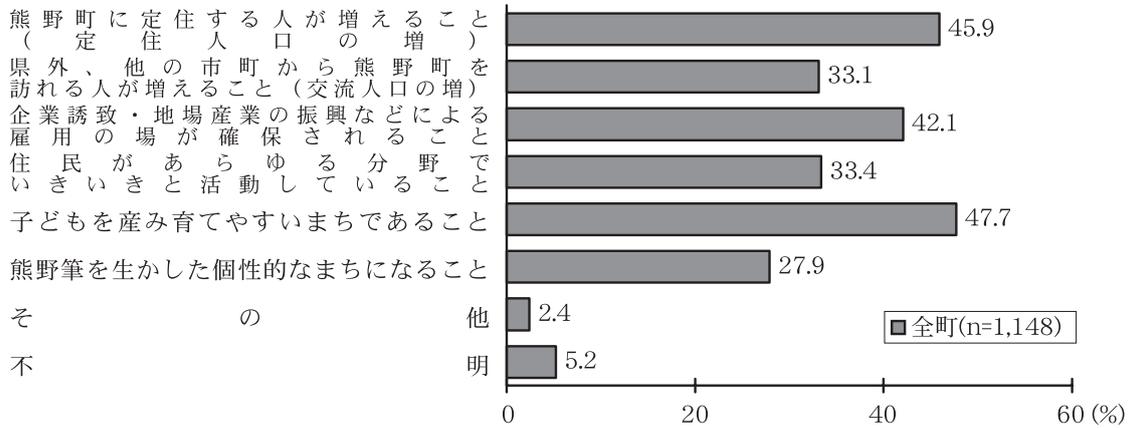


図 熊野町の活性化

問 14 あなたは、地域の活動やボランティア活動に参加したいと思いますか。

■ 1 現在、参加している ■ 2 参加したい ■ 3 参加したくない ■ 4 参加できない □ 不明

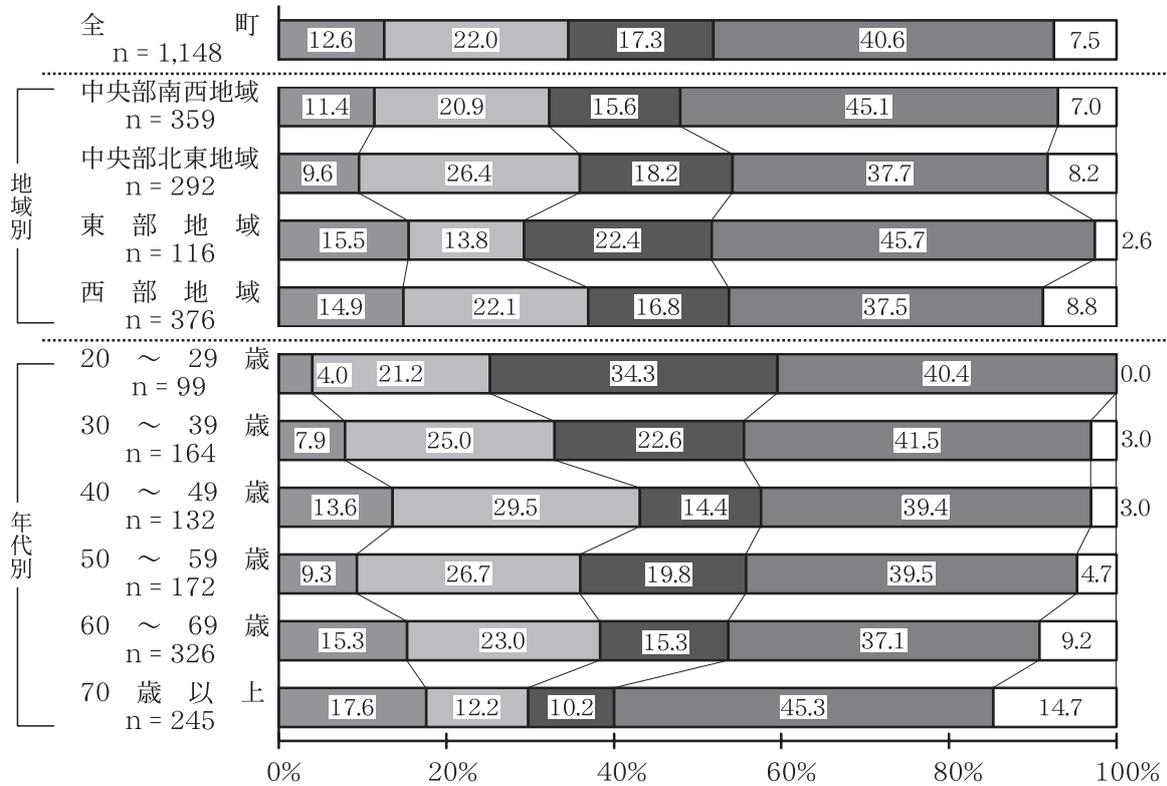


図 地域の活動やボランティア活動への参加状況・意向

問 15 問 14で「1 現在、参加している」又は「2 参加したい」と答えた方にお聞きします。どんな分野に参加していますか。また、参加したいですか。(複数回答)

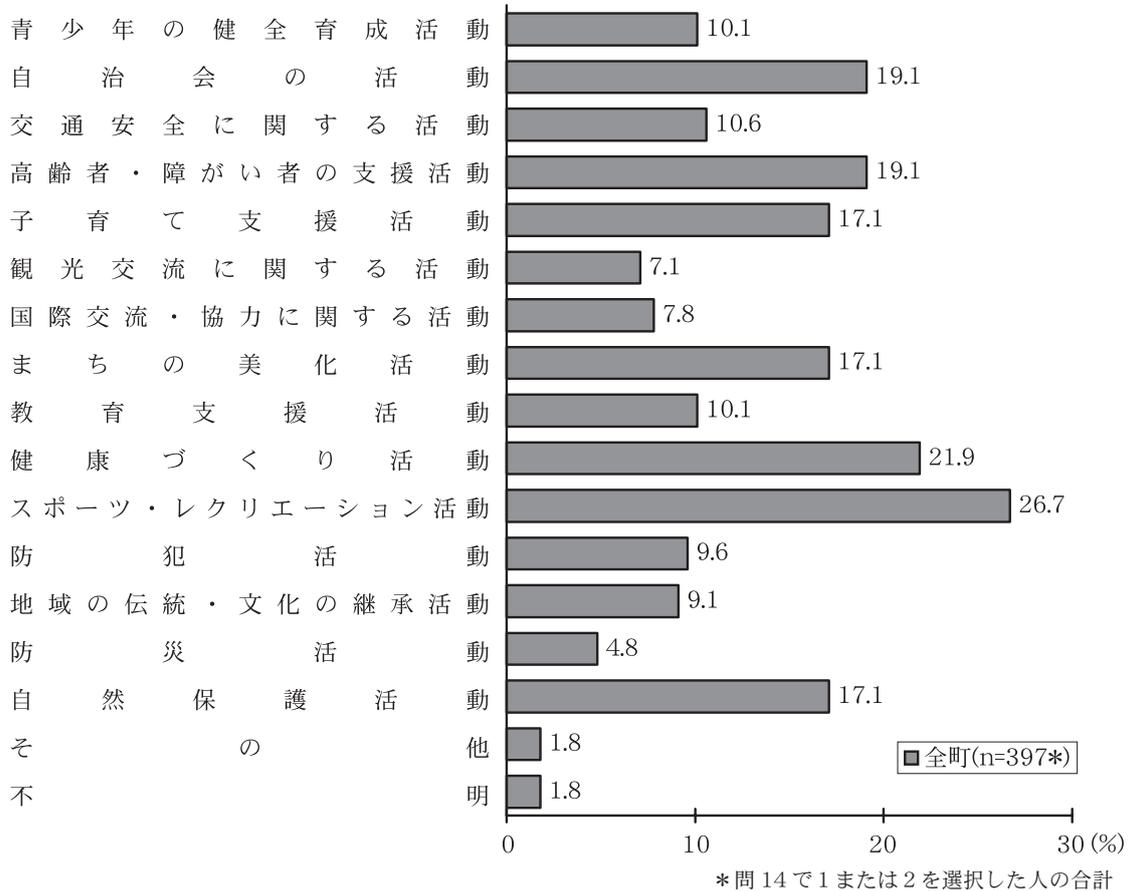


図 活動分野

問 16 あなたは、町政運営について、今後どのような点に力を入れていくべきだと思いますか。(複数回答)

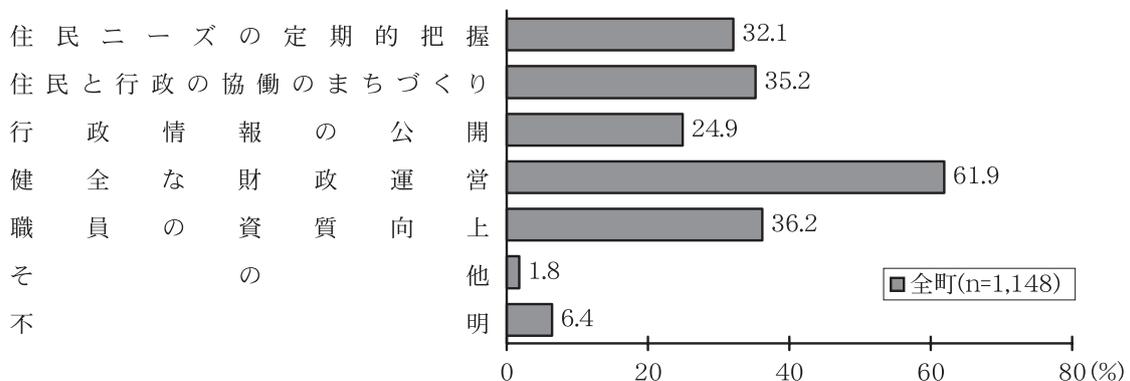


図 町政運営の重点

問 17 あなたは、熊野町が将来どのようなまちであれば良いと思いますか。(複数回答)

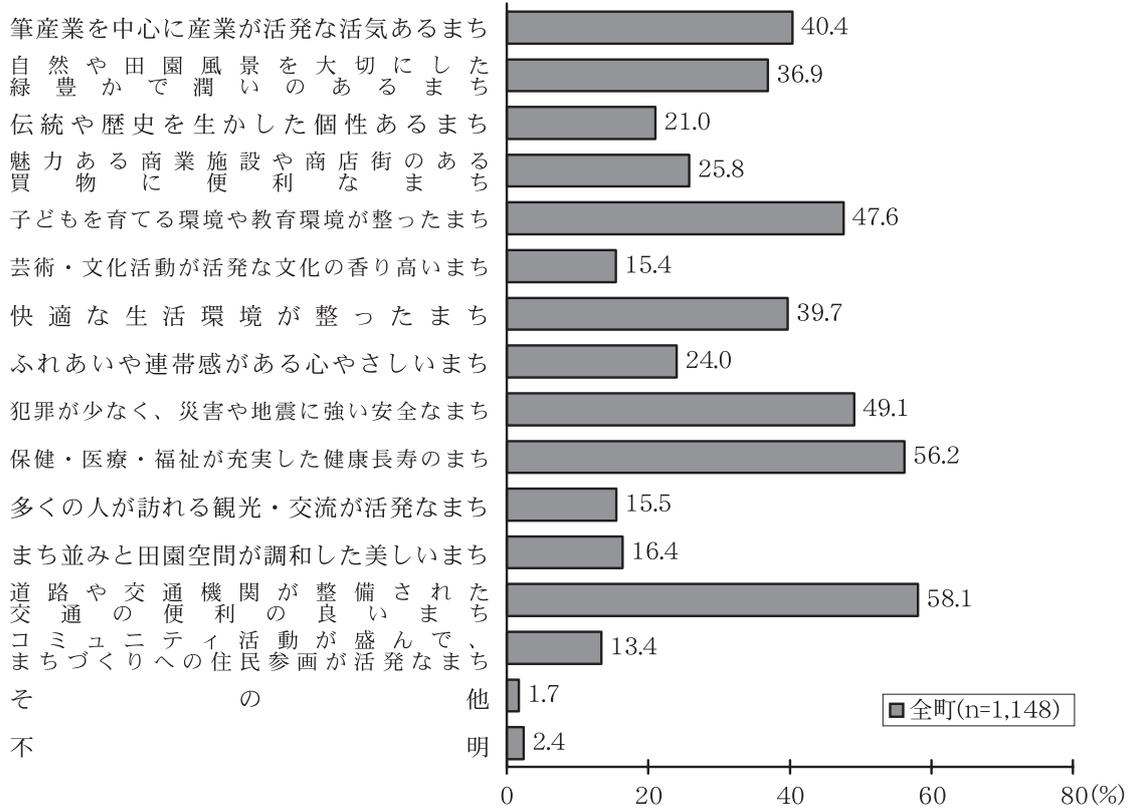


図 将来像

5 地域懇談会

熊野町新総合計画策定に当たって、広く住民の意見を直接に把握するため、平成21年10月31日～平成22年2月26日の間、町内14地区を対象に実施しました。

地域懇談会の趣旨説明、各部の町行政の現況、住民アンケート結果の概要等の説明の後、住民の意見・要望を聴取しました。

■実施状況

地区	期 日（場所）	参加者
川角	平成21年10月31日（土）（川角老人集会所）	自治会長含め37名
神田	平成21年11月6日（金）（西公民館）	自治会長含め12名
中溝	平成21年11月14日（土）（中溝コミュニティセンター）	自治会長含め38名
貴船	平成21年11月21日（土）（西公民館）	自治会長含め29名
萩原	平成21年11月27日（金）（萩原老人集会所）	自治会長含め33名
柿迫	平成21年11月28日（土）（柿迫コミュニティセンター）	自治会長含め35名
城之堀	平成21年12月4日（金）（城之堀老人集会所）	自治会長含め37名
出来庭	平成21年12月18日（金）（出来庭老人集会所）	自治会長含め18名
新宮	平成22年1月15日（金）（東部地域健康センター）	自治会長含め48名
平谷	平成22年1月16日（土）（平谷説教所）	自治会長含め28名
東山	平成22年1月22日（金）（東山コミュニティセンター）	自治会長含め39名
石神	平成22年1月27日（水）（石神コミュニティセンター）	自治会長含め33名
初神	平成22年2月20日（土）（初神老人集会所）	自治会長含め26名
呉地	平成22年2月26日（金）（呉地公会堂）	自治会長含め39名

■意見・要望についてのまとめ

○意見・要望のほとんどは、各地区の特性に応じた日常生活に係わるものや生活環境について、日頃から問題だ、または不安だなどと思っている事柄です。

主なものを列挙すると次のようです。

- ・高齢者支援（施設整備）、高齢者の社会参加の促進
- ・施設、道路、公園の維持管理の充実
- ・道路整備（拡幅等局部改良、交差点改良、歩道の整備、交通安全対策など）
- ・広島熊野道路の無料化の見通し
- ・生活交通（循環バス、デマンドバス等の導入など）の充実
- ・通学路の安全対策
- ・防災対策（河川整備、ため池の安全対策、避難地の周知徹底など）
- ・病院の誘致
- ・環境保全（ごみ、森林保全）
- ・住居表示に係わること
- ・周辺遊休地の有効利用

○これからの町全体の振興やまちづくりについての意見・要望は、次のようです。

- ・まちづくりビジョンの提示
- ・町の特色づくり、明確な目標・施策の重点化
- ・筆の里工房を中心とした観光振興
- ・農業振興について
- ・計画の進捗状況の明確化
- ・3市の中心に位置する立地条件の有効活用

6 熊野町総合基本計画審議会

(1) 熊野町総合基本計画審議会条例

昭和 53 年 3 月 20 日
条例第 7 号

改正 昭和 58 年 3 月 14 日 条例第 6 号 平成 14 年 3 月 18 日 条例第 10 号
平成 21 年 4 月 1 日 条例第 6 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 の規定に基づき、熊野町総合基本計画審議会の設置及び運営に関する事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 町長の諮問に応じ、熊野町総合基本計画に関する審議を行うため、熊野町総合基本計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 15 名以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、町長が任命する。

- (1) 町議会の議員
- (2) 関係行政機関の委員
- (3) 公共的団体等の役職員
- (4) 学識経験を有する者

3 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任される。

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第 6 条 審議会の庶務は、総務部政策企画課において処理する。

(委任規定)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和 58 年 3 月 14 日条例第 6 号)

この条例は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 14 年 3 月 18 日条例第 10 号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

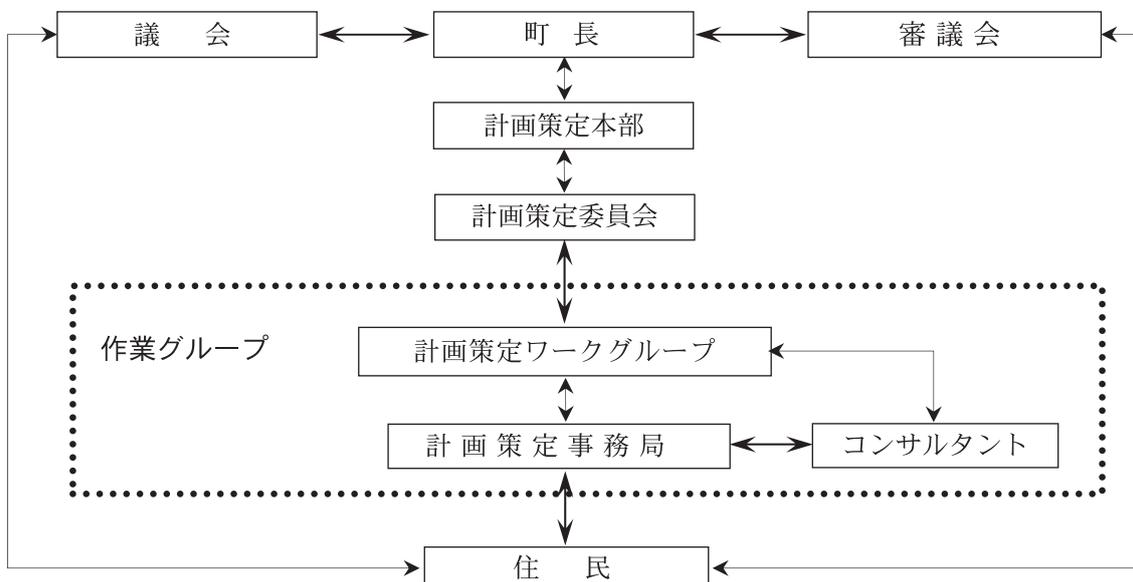
附 則 (平成 21 年 4 月 1 日条例第 6 号)

この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

(2) 熊野町総合基本計画審議会委員

氏 名	役 職	備 考
高井 広行	近畿大学工学部教授	会 長
尺田 公造	熊野町議会議長	副会長
富士 一彦	熊野町議会 総務厚生常任委員会委員長	
佛圓 大源	熊野町議会 文教常任委員会委員長	
藤本 哲智	熊野町議会 産業建設常任委員会委員長	
大竹 美枝子	熊野町教育委員会委員	
宗盛 勝則	熊野町商工会会長	
丹羽 宏	熊野筆事業協同組合理事長	
辻田 博郎	熊野町自治会連合会会長	
南田 静子	熊野町女性会会長	

7 計画策定体制



策定本部	町長、副町長、教育長、部長で構成（方針の決定機関）
策定委員会	課長で構成（主として方針の調整、チェック機関）
ワークグループ	主任級以上相当職員（作業グループとして計画策定作業を行う）
計画策定事務局	政策企画課（全体調整、素案の作成）

はぐく
ひとまち 育む筆の都 熊野

第5次熊野町総合計画

平成 23(2011)年 3 月

発行 広島県熊野町（政策企画課）

〒 731 - 4292 広島県安芸郡熊野町中溝一丁目 1 番 1 号

TEL 082-820-5600（代表） FAX 082-854-8009

<http://www.town.kumano.hiroshima.jp>

E-mail: seisaku@town.kumano.hiroshima.jp



広島県 熊野町